○気象警報に伴う休講等の取扱基準

(目的)

第 1 条　この基準は、武蔵野美術大学(以下「本学」という。)の造形学部、造形構想学部、造形研究科及び造形構想研究科について、気象庁の発表する気象警報により授業の休講及び定期試験の延期(以下「休講等」という。)を行うときの取扱いについて定めることを目的とする。

この取扱基準において、「授業」及び「定期試験」とは、対面授業のことをいい、オンライン授業(リアルタイム型、オンデマンド型等)は除く。

2　造形学部通信教育課程については、別に定める。

(休講等の基準)

第 2 条　気象庁が多摩北部(小平市)に暴風警報、暴風雪警報、大雪警報のいずれか(注意報を除く。)又は大雨危険警報(レベル 4)又は大雨特別警報(レベル 5)、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報のいずれかを発表したときの鷹の台キャンパスにおける休講等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　午前 6 時 0 分において発表されているときは、1 時限及び 2 時限を休講等とする。

(2)　午前 9 時 0 分において発表されているときは、3 時限、4 時限及び 5 時限を休講等とする。

(3)　午前 9 時 0 分より後に発表されたときは、第 4 条による。

2　気象庁が 23 区西部(新宿区)に暴風警報、暴風雪警報、大雪警報のいずれか(注意報を除く。)又は大雨危険警報(レベル 4)又は大雨特別警報(レベル 5)、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報のいずれかを特別警報を発表したときの市ヶ谷キャンパスにおける休講等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　午前 6 時 0 分において発表されているときは、1 時限及び 2 時限を休講等とする。

(2)　午前 9 時 0 分において発表されているときは、3 時限及び 4 時限を休講等とする。

(3)　午後 3 時 0 分において発表されているときは、5 時限、6 時限及び 7 時限を休講等とする。

(4)　午後 3 時 0 分より後に発表されたときは、第 4 条による。

(休講等の掲示)

第 3 条　休講等の掲示は、本学の掲示、ホームページ又は適切な方法により行う。

(例外)

第 4 条　次のいずれかに該当するときは、学長は休講等を行うことができる。

(1)　第 2 条第 1 項第 3 号に該当するとき。

(2)　第 2 条第 2 項第 4 号に該当するとき。

(3)　学長が特に必要と認めたとき。

附　則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 30 年 9 月 6 日から施行する。

附　則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 4 年 10 月 10 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 6 年 9 月 18 日から施行する。

附　則

この基準は、令和 8 年 7 月 14 日から施行する。